伊賀市告示第106号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
二級 11234	大野木大内線	伊賀市大内字北堀池無番地先 伊賀市大内字北堀池2529番２地先	令和８年４月１日

伊賀市告示第107号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の２第１項に規定する特定乳児等通園支援事業者として次の事業を行う者であることの確認をしたので、同法第54条の３において準用する同法第53条の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　確認をした年月日

令和８年３月31日

２　確認を行った特定乳児等通園支援事業者等

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
伊賀市	伊賀市立壬生野保育園	伊賀市川東2652番地	乳児等通園支援事業

伊賀市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社ソラスト

東京都港区港南２－15－３　品川インターシティＣ棟12階

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年伊賀市条例第15号）第７条に規定する使用料及び手数料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年２月27日

伊賀市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所又は事務所の所在地	名称
三重県津市岩田21番27号 百五銀行岩田本店棟６階	株式会社百五デジタルソリューションズ
東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号 日本橋日銀通りビル５階	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南一丁目８番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南９条西５丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町８番地８	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都港区芝浦三丁目１番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の１	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番１号	山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番２号 ゲートシティ大崎イーストタワー	株式会社ローソン
東京都千代田区内幸町１丁目２番２号 日比谷ダイビル13階	ビリングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地４	ウェルネット株式会社
東京都千代田区大手町１丁目５番５号	株式会社みずほ銀行
東京都千代田区永田町２丁目11番１号 山王パークタワー	株式会社ＮＴＴドコモ
東京都港区高輪２丁目21番１号 THE　LINKPILLA　NORTH	ＫＤＤＩ株式会社

２　指定公金事務取扱者に委任した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第３条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）第９条に規定する国民健康保険税に係る徴収金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町１番３号

２　指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第３条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）第９条に規定する国民健康保険税に係る徴収金

３　指定納付受託者の指定をした日

令和８年４月１日

伊賀市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町４番20号　グランフロント大阪タワーＡ

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町４番20号　グランフロント大阪タワーＡ

２　指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

３　指定納付受託者の指定をした日

令和８年４月１日

伊賀市告示第113号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定により市道路線を次のとおり認定したので、同法第９条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
その他6427	きじが台18号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	
その他6428	きじが台19号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番283地先	
その他6429	きじが台20号線	伊賀市上神戸字大間4485番40地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	
その他6430	きじが台21号線	伊賀市上神戸字大間4520番71地先 伊賀市上神戸字大間4520番37地先	
その他13845	下町線	伊賀市佐那具下町568番地先 伊賀市佐那具下町664番1地先	

伊賀市告示第114号

道路の区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	路線名	起点 終点	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
その他6427	きじが台18号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	4.6～4.8	303.1
その他6428	きじが台19号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番283地先	5.7～5.9	98.2
その他6429	きじが台20号線	伊賀市上神戸字大間4485番40地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	4.8～4.8	106.5
その他6430	きじが台21号線	伊賀市上神戸字大間4520番71地先 伊賀市上神戸字大間4520番37地先	4.7～4.9	174.9
その他13845	下町線	伊賀市佐那具下町568番地先 伊賀市佐那具下町664番1地先	2.5～9.3	167.2

伊賀市告示第115号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	新旧別	路線名	変更区間	敷地の幅員メートル	延　長メートル
２級11212	旧	東條羽根線	起点　伊賀市西条字上桑名瀬190番１地先 終点　伊賀市西条字川久保1148番２地先	5.8～7.6	2.5
	新	東條羽根線	起点　伊賀市西条字上桑名瀬190番１地先 終点　伊賀市西条字川久保1148番２地先	25.6～27.3	2.5

伊賀市告示第116号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	路　線　名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他6427	きじが台18号線	起点　伊賀市上神戸字大間4485番111地先 終点　伊賀市上神戸字大間4485番22地先	令和８年４月１日
その他6428	きじが台19号線	起点　伊賀市上神戸字大間4485番111地先 終点　伊賀市上神戸字大間4485番283地先	令和８年４月１日
その他6429	きじが台20号線	起点　伊賀市上神戸字大間4485番40地先 終点　伊賀市上神戸字大間4485番22地先	令和８年４月１日
その他6430	きじが台21号線	起点　伊賀市上神戸字大間4520番71地先 終点　伊賀市上神戸字大間4520番37地先	令和８年４月１日
その他13845	下町線	起点　伊賀市佐那具下町568番地先 終点　伊賀市佐那具下町664番1地先	令和８年４月１日
２級11212	東條羽根線	起点　伊賀市西条字上桑名瀬190番１地先 終点　伊賀市西条字川久保1148番２地先	令和８年４月１日

伊賀市告示第117号

令和８年度における伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱（令和３年伊賀市告示第57号）第６条の別に定める補助対象伊賀産材の取扱材積１㎥当たりの単価を下記のとおり定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

補助対象伊賀産材の取扱材積１㎥当たりの単価　　500円

伊賀市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８月４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

有限会社新堂駅管理商会

伊賀市新堂318番地

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）第６条に規定する市営新堂駅駐車場の駐車料金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年２月25日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

西日本鉄道ＯＢ会柘植支部

伊賀市柘植町2700番地の２

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）第６条に規定する市営柘植駅駐車場の駐車料金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年２月25日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第120号

令和８年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱（平成28年伊賀市告示第177号）第６条の別に定める未利用間伐材の搬出重量１トン当たりの単価を下記のとおり定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

未利用間伐材の搬出重量１トン当たりの単価　　3,500円

伊賀市告示第121号

伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付要綱を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障がい者福祉を担う人材を確保し、及び育成するとともに、障害福祉サービスを提供する体制の充実を図ることを目的として交付する伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金（以下「支援金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる事業）

第２条　支援金の交付の対象となる事業は、市内に所在する障害福祉サービス事業所等（以下「対象事業所等」という。）が行う次の各号のいずれかの事業とする。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業

⑵　障害者総合支援法第５条第19項に規定する相談支援のうち、計画相談支援を行う事業

⑶　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業

⑷　児童福祉法第24条の26第１項第１号に規定する市長村長が指定する指定障害児相談支援事業

⑸　伊賀市ガイドヘルプ（移動支援）事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第184号）第３条に規定する事業

⑹　伊賀市障がい者日中一時支援事業実施要綱（平成21年伊賀市告示第64号）第３条に規定する事業

⑺　伊賀市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱（平成21年伊賀市告示第66号）第３条に規定する事業

（交付の対象となる者）

第３条　支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　令和８年４月１日以降に対象事業所等に新たに就労する者

⑵　対象事業所等に新たに就労を開始した日から起算して６月以上継続して当該対象事業所等に勤務する見込みのある者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

⑴　既に支援金の交付を受けた者

⑵　伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱（令和７年伊賀市告示第120号）に定める伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金の交付を受けた者

⑶　対象事業所等の経営又は運営をする法人（地方公共団体を含む。）の内部における異動により当該法人が経営又は運営する対象事業所等に新たに就労する者

⑷　対象事業所等又は市内に所在する介護保険サービス事業所等に就労したことがある者（当該就労したことがあるこれらの事業所等を離職した日から起算して１年を経過していない者に限る。）

⑸　前各号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認めた者

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　別表に定める資格を有する交付対象者が、対象事業所等に次のいずれかの条件で新たに就労した場合　５万円

ア　正職員（１週間の所定労働時間が同一の事務所、事業所等に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間と同じ所定労働時間の労働者をいう。）

イ　１週間の所定労働時間が20時間以上である者であって、雇用保険法（昭和49　年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受けるもの

⑵　前号に掲げる場合であって、当該対象事業所等において引き続き６月以上勤務を継続した場合（次号に掲げる場合を除く。）　５万円

⑶　第１号に掲げる場合であって、当該交付対象者のうち市外に住所を有する者が当該対象事業所等において引き続き６月以上勤務を継続し、かつ、当該対象事業所等の採用の決定のあった日から６月以内に市内に転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第１項に規定する転入をいう。）した場合　10 万円

⑷　伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱（令和７年伊賀市告示第 31 号）に基づき指定した事業者が実施する移動支援従業者養成研修（以下「研修」という。）を修了した交付対象者が、ガイドヘルパーとして対象事業所等に新たに就労した場合　２万円

（支援金の交付の申請書の様式等）

第５条　支援金に係る規則第４条第１項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。この場合において、前条第２号及び第３号に掲げる場合の申請は、前条第１号に掲げる申請と併せて行うことができる。

⑴　前条第１号に掲げる場合の申請　次に掲げる書類

ア　就業証明書（様式第２号）

イ　別表に定める資格を証明する書類等の写し

ウ　支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し

⑵　前条第２号及び第３号に掲げる場合の申請　勤務状況報告書（様式第３号）

⑶　前条第４号に掲げる場合の申請　次に掲げる書類

ア　就業証明書（様式第２号）

イ　研修の修了証明書の写し

ウ　支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し

（支援金の終期）

第６条　支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。ただし、終期の到来前に、支援金の効果及び継続の必要性を検証の上、支援金の額の見直し、支援金交付の継続又は支援金の廃止を決定するものとする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条、第５条関係）

社会福祉士　精神保健福祉士　介護福祉士　介護支援専門員　看護師　准看護師　管理栄養士　栄養士　理学療法士　作業療法士　言語聴覚士　調理師　保育士　養護教諭　社会福祉主事任用資格

伊賀市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社伊賀交通

伊賀市西明寺2807番地の１

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第４条に規定する使用料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年２月25日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年２月25日

伊賀市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

三重交通株式会社

三重県津市中央１番１号

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第４条に規定する使用料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月26日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

比自岐コスモス号運行連絡協議会

伊賀市比自岐529番地

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第４条に規定する使用料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

島ヶ原地域まちづくり協議会

伊賀市島ヶ原4739番地

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第４条に規定する使用料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月16日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年３月16日

伊賀市告示第126号

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱（令和７年伊賀市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第５条中「利用料が発生し」を「１日も通所し」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第127号

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱（令和７年伊賀市告示第158号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和６年度中」を「令和７年度中」に改める。

第３条中「令和７年１月１日から令和７年３月31日」を「令和７年４月１日から令和７年12月31日」に改める。

第６条の見出し中「交付決定通知等」を「交付の決定及び交付額の確定等」に改め、同条第１項を次のように改める。

市長は、規則第５条第１項の規定により交付の決定をするときは、併せて支援金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第１項及び第２項並びに第14条第１項の規定は、適用しない。

第６条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による支援金の交付の決定及び支援金の額の確定の通知は、規則第７条第１項及び第14条第２項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付決定兼確定通知書（様式第５号）により行うものとする。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（支援金の終期）

第７条　支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和８年度までとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条、第３条、第４条関係）

費用区分	事業	基準単価

電気代	居宅介護	1,625　円/月/１事業所あたり
	重度訪問介護	1,625　円/月/１事業所あたり
	同行援護	1,625　円/月/１事業所あたり
	行動援護	1,625　円/月/１事業所あたり
	就労定着支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	保育所等訪問支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	地域移行支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	地域定着支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	計画相談支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	障害児相談支援	1,625　円/月/１事業所あたり
	地域活動支援センター	270　円/月/定員１人あたり
	生活介護	135　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（機能訓練）	135　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（生活訓練）	135　円/月/定員１人あたり
	就労移行支援	135　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ａ型	135　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ｂ型	135　円/月/定員１人あたり
	児童発達支援	135　円/月/定員１人あたり
	医療型児童発達支援	135　円/月/定員１人あたり
	放課後等デイサービス	135　円/月/定員１人あたり
	短期入所	225　円/月/定員１人あたり
	施設入所支援	225　円/月/定員１人あたり
	共同生活援助	225　円/月/定員１人あたり
	宿泊型自立訓練	225　円/月/定員１人あたり
ガス代	居宅介護	300　円/月/１事業所あたり
	重度訪問介護	300　円/月/１事業所あたり
	同行援護	300　円/月/１事業所あたり
	行動援護	300　円/月/１事業所あたり
	就労定着支援	300　円/月/１事業所あたり

	保育所等訪問支援	300　円/月/１事業所あたり
	地域移行支援	300　円/月/１事業所あたり
	地域定着支援	300　円/月/１事業所あたり
	計画相談支援	300　円/月/１事業所あたり
	障害児相談支援	300　円/月/１事業所あたり
	地域活動支援センター	54　円/月/定員１人あたり
	生活介護	27　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（機能訓練）	27　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（生活訓練）	27　円/月/定員１人あたり
	就労移行支援	27　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ａ型	27　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ｂ型	27　円/月/定員１人あたり
	児童発達支援	27　円/月/定員１人あたり
	医療型児童発達支援	27　円/月/定員１人あたり
	放課後等デイサービス	27　円/月/定員１人あたり
	短期入所	38.5　円/月/定員１人あたり
	施設入所支援	38.5　円/月/定員１人あたり
	共同生活援助	38.5　円/月/定員１人あたり
	宿泊型自立訓練	38.5　円/月/定員１人あたり
ガソリン代	居宅介護	165　円/月/車両１台あたり
	重度訪問介護	165　円/月/車両１台あたり
	同行援護	165　円/月/車両１台あたり
	行動援護	165　円/月/車両１台あたり
	就労定着支援	165　円/月/車両１台あたり
	保育所等訪問支援	165　円/月/車両１台あたり
	地域移行支援	165　円/月/車両１台あたり
	地域定着支援	165　円/月/車両１台あたり
	計画相談支援	165　円/月/車両１台あたり
	障害児相談支援	165　円/月/車両１台あたり

	地域活動支援センター	830　円/月/車両１台あたり
	生活介護	415　円/月/車両１台あたり
	自立訓練（機能訓練）	415　円/月/車両１台あたり
	自立訓練（生活訓練）	415　円/月/車両１台あたり
	就労移行支援	415　円/月/車両１台あたり
	就労継続支援Ａ型	415　円/月/車両１台あたり
	就労継続支援Ｂ型	415　円/月/車両１台あたり
	児童発達支援	415　円/月/車両１台あたり
	医療型児童発達支援	415　円/月/車両１台あたり
	放課後等デイサービス	415　円/月/車両１台あたり
	短期入所	165　円/月/車両１台あたり
	施設入所支援	165　円/月/車両１台あたり
	共同生活援助	165　円/月/車両１台あたり
	宿泊型自立訓練	165　円/月/車両１台あたり
食材費	地域活動支援センター	1,930　円/月/定員１人あたり
	生活介護	965　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（機能訓練）	965　円/月/定員１人あたり
	自立訓練（生活訓練）	965　円/月/定員１人あたり
	就労移行支援	965　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ａ型	965　円/月/定員１人あたり
	就労継続支援Ｂ型	965　円/月/定員１人あたり
	児童発達支援	965　円/月/定員１人あたり
	医療型児童発達支援	965　円/月/定員１人あたり
	放課後等デイサービス	965　円/月/定員１人あたり
	短期入所	2,895　円/月/定員１人あたり
	施設入所支援	2,895　円/月/定員１人あたり
	共同生活援助	2,895　円/月/定員１人あたり
	宿泊型自立訓練	2,895　円/月/定員１人あたり

別表備考第２項及び第４項中「令和７年１月１日」を「令和７年４月１日」に、「令和７

年１月２日」を「令和７年４月２日」に改める。

様式第２号を次のように改める。

【様式第２号】

様式第５号中「交付決定通知書」を「交付決定兼確定通知書」に、「次のとおり交付を決定しました」を「交付することを決定し、下記のとおり交付額を確定しました」に、「第６条第１項」を「第６条第２項」に、「交付決定額」を「交付確定額」に改める。

様式第６号中「第６条第２項」を「第６条第３項」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第128号

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱（令和７年伊賀市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和６年度中」を「令和７年度中」に改める。

第３条中「令和７年１月１日から令和７年３月31日」を「令和７年４月１日から令和７年12月31日」に改める。

第６条の見出し中「交付決定通知等」を「交付の決定及び交付額の確定等」に改め、同条第１項を次のように改める。

市長は、規則第５条第１項の規定により交付の決定をするときは、併せて支援金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第１項及び第２項並びに第14条第１項の規定は、適用しない。

第６条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による支援金の交付の決定及び支援金の額の確定の通知は、規則第７条第１項及び第14条第２項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付決定兼確定通知書（様式第５号）により行うものとする。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（支援金の終期）

第７条　支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和８年度までとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条、第３条、第４条関係）

費用区分	事業	基準単価

電気代	訪問介護事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	訪問看護事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	居宅介護支援事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	1,625　円/月/１事業所あたり
	通所介護事業所	135　円/月/１事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	135　円/月/１事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業所	135　円/月/定員１人あたり
	通所リハビリテーション事業所	135　円/月/定員１人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	135　円/月/定員１人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	135　円/月/定員１人あたり
	介護老人福祉施設	225　円/月/定員１人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	225　円/月/定員１人あたり
	介護老人保健施設	225　円/月/定員１人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	225　円/月/定員１人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	225　円/月/定員１人あたり
	短期入所生活介護事業所	225　円/月/定員１人あたり

	短期入所療養介護事業所	225　円/月/定員１人あたり
	養護老人ホーム	225　円/月/定員１人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	225　円/月/定員１人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	450　円/月/定員１人あたり
ガス代	訪問介護事業所	300　円/月/１事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	300　円/月/１事業所あたり
	訪問看護事業所	300　円/月/１事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	300　円/月/１事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	300　円/月/１事業所あたり
	居宅介護支援事業所	300　円/月/１事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	300　円/月/１事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	300　円/月/１事業所あたり
	通所介護事業所	27　円/月/１事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	27　円/月/１事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業所	27　円/月/定員１人あたり
	通所リハビリテーション事業所	27　円/月/定員１人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	27　円/月/定員１人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	27　円/月/定員１人あたり
	介護老人福祉施設	38.5　円/月/定員１人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	38.5　円/月/定員１人あたり
	介護老人保健施設	38.5　円/月/定員１人あたり

	認知症対応型共同生活介護事業所	38.5　円/月/定員１人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	38.5　円/月/定員１人あたり
	短期入所生活介護事業所	38.5　円/月/定員１人あたり
	短期入所療養介護事業所	38.5　円/月/定員１人あたり
	養護老人ホーム	38.5　円/月/定員１人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	38.5　円/月/定員１人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	77　円/月/定員１人あたり
ガソリン代	訪問介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	訪問入浴介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	訪問看護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	居宅介護支援事業所	165　円/月/車両１台あたり
	福祉用具貸与事業所	165　円/月/車両１台あたり
	特定福祉用具販売事業所	165　円/月/車両１台あたり
	通所介護事業所	415　円/月/車両１台あたり
	地域密着型通所介護事業所	415　円/月/車両１台あたり
	認知症対応型通所介護事業所	415　円/月/車両１台あたり
	通所リハビリテーション事業所	415　円/月/車両１台あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	415　円/月/車両１台あたり

	看護小規模多機能型居宅介護事業所	415　円/月/車両１台あたり
	介護老人福祉施設	165　円/月/車両１台あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	165　円/月/車両１台あたり
	介護老人保健施設	165　円/月/車両１台あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	165　円/月/車両１台あたり
	短期入所生活介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	短期入所療養介護事業所	165　円/月/車両１台あたり
	養護老人ホーム	165　円/月/車両１台あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	165　円/月/車両１台あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	330　円/月/車両１台あたり
食材費	通所介護事業所	965　円/月/定員１人あたり
	地域密着型通所介護事業所	965　円/月/定員１人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	965　円/月/定員１人あたり
	通所リハビリテーション事業所	965　円/月/定員１人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	965　円/月/定員１人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	965　円/月/定員１人あたり
	介護老人福祉施設	2,895　円/月/定員１人あたり

	地域密着型介護老人福祉施設	2,895　円/月/定員１人あたり
	介護老人保健施設	2,895　円/月/定員１人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	2,895　円/月/定員１人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	2,895　円/月/定員１人あたり
	短期入所生活介護事業所	2,895　円/月/定員１人あたり
	短期入所療養介護事業所	2,895　円/月/定員１人あたり
	養護老人ホーム	2,895　円/月/定員１人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	2,895　円/月/定員１人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	5,790　円/月/定員１人あたり

別表備考第２項及び第４項中「令和７年１月１日」を「令和７年４月１日」に、「令和７年１月２日」を「令和７年４月２日」に改める。

様式第２号を次のように改める。

【様式第２号】

様式第５号中「交付決定通知書」を「交付決定兼確定通知書」に、「次のとおり交付を決定しました」を「交付することを決定し、下記のとおり交付額を確定しました」に、「第６条第１項」を「第６条第２項」に、「交付決定額」を「交付確定額」に改める。

様式第６号中「第６条第２項」を「第６条第３項」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第129号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱（令和５年伊賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「355円」を「365円」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第130号

伊賀市農業経営近代化資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市農業経営近代化資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業者等へ農業協同組合その他の機関（以下「融資機関」という。）が融資を行う農業経営近代化資金の融通を円滑にし、もって農業経営の近代化に資することを目的として交付する伊賀市農業経営近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　農業者等　農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第２条第１項に掲げるものをいう。

⑵　融資機関　農業近代化資金融通法第２条第２項に掲げるものをいう。

⑶　農業経営近代化資金　三重県農業経営近代化資金融通措置要綱（昭和48年９月29日農政第1623号）第３に定めるものをいう。

⑷　融資平均残高　融資残高（延滞額を除く。）が同一の額である期間の日数（以下「計算日数」という。）に当該融資残高を乗じて得た数の総和を、計算日数の総和で除して得た額をいう。

（交付の対象となる者）

第３条　利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、融資機関とする。

（交付の対象となる資金の種類等）

第４条　利子補給金の交付の対象となる資金の種類、期間及び利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

⑴　資金の種類　中核農業者育成資金

⑵　期間　融資の日から最終約定償還日までの期間（ただし、最長15年とする。）

⑶　利子補給率　0.5%以内

（利子補給金の額）

第５条　利子補給金の額は、毎年１月１日から12月31日までの期間において、前条に規定する資金（以下「対象資金」という。）ごとに算出した融資平均残高にそれぞれの利子補給率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額以内の額とする。

（利子補給金の交付の申請書の様式等）

第６条　利子補給金に係る規則第４条第１項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、農業経営近代化資金利子補給金交付申請書（様式第１号）に農業経営近代化資金利子補給金交付申請明細書（様式第２号）を添えて行うものとする。

（利子補給金の交付の決定及び交付額の確定等）

第７条　市長は、規則第５条第１項の規定により交付の決定をするときは、併せて利子補給金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第１項及び第２項並びに第14条第１項の規定は、適用しない。

２　前項の規定による利子補給金の交付の決定及び利子補給金の額の確定の通知は、規則第７条第１項及び第 14 条第２項の規定にかかわらず、農業経営近代化資金利子補給金交付決定兼交付額確定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（利子補給金の請求）

第８条　前条第２項の規定による利子補給金の額の確定の通知を受けた交付対象者は、農業経営近代化資金利子補給金請求書（様式第４号。以下「請求書」という。）により利子補給金の請求を行うものとする。

（利子補給金の支払）

第９条　市長は、前条の規定による請求があったときは、請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに当該交付対象者に利子補給金を支払うものとする。ただし、調査のため特に日数を要するときは、この限りでない。

（決定の取消し等）

第10条　市長は、対象資金の融資を受けたもの（以下「資金利用者」という。）が当該対象資金をその融資の目的以外の目的に使用したときは、当該資金利用者に融資を行った交付対象者に対する利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項に定めるもののほか、市長は、交付対象者が規則及びこの要綱の規定に違反したときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

３　前２項の場合において、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（利子補給金の終期）

第11条　市長は、利子補給金の効果及び継続の必要性を検証の上、利子補給金の交付の適正性を欠くと判断したときは、利子補給金の廃止を決定するものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第131号

産業農林部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

産業農林部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

産業農林部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第14号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第132号

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号を次のように改める。

⑵　児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第６条の７の規定は、適用しない。）ただし、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後１年間に限り、引き続き対象者とする。

第３条第１項第３号中「１年以上（令和３年４月１日から令和６年３月31日までに就業を開始する場合には、６月以上）」を「６月以上」に改める。

第５条第４項中「終了日」を「修了日」に改める。

第８条第３項第１号中「訓練促進給付金対象者」を「当該訓練促進給付対象者」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　次に掲げるいずれかの書類

ア　当該訓練促進給付金対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ　当該訓練促進給付金対象者の前年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（当該訓練促進給付金対象者の扶養親族でない児童で、当該訓練促進給付金対象者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親

族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第２号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書（様式第３号）

ウ　当該訓練促進給付金対象者の前々年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第２号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書（様式第３号）

第８条第４項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第１号中「修了支援給付金対象者」を「当該修了支援給付金対象者」に改め、「できるもの」の次に「に限る。」を加え、同項第２号を次のように改める。

⑵　次に掲げるいずれかの書類

ア　当該修了支援給付金対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ　当該修了支援給付金対象者の前年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第２号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）

ウ　当該修了支援給付対象者の前々年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第２号））及び当該控除対象扶

養親族の前々年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）

第８条第４項第３号中「及びその児童の」を「の属する」に改め、「できるもの」の次に「に限る。」を加え、同項第５号中「修業している養成機関の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、修業者の訓練の修業を認定する」を「当該カリキュラムの」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第 10 条　市長は、訓練促進給付金の支給を受けている訓練促進給付金対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告（高等職業訓練促進給付金出席状況報告書（様式第６号）により行うものとする。）を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることとする。

２　市長は、受給者に対し前項に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

第 12 条第２項ただし書を削る。

第 13 条及び第 14 条を削る。

第 15 条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第 13 条とする。

様式第１号中「申請します」の次に「。なお、この申請に基づく審査・支給決定に当たり、市が申請者の住民基本台帳及び課税台帳を閲覧することに同意します」を加え、

「

看護師　・　准看護師　・　保育士　・　介護福祉士 作業療法士　・　理学療法士　・　歯科衛生士 美容師　・　社会福祉士　・　製菓衛生師　・　調理師 その他（　　）

を

」

「

看護師　・　准看護師　・　保育士　・　介護福祉士 作業療法士　・　その他（　　）

に、

」

「

児童扶養手当の受給の証明

」を「

※児童扶養手当の受給の証明

」に、「伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第８条第３項又は第４項に規定する書類を添付してください」を「※欄は、記入の必要はありません」に改める。

様式第４号中

「

看護師　・　准看護師　・　保育士　・　介護福祉士 作業療法士　・　理学療法士　・　歯科衛生士 美容師　・　社会福祉士　・　製菓衛生師　・　調理師 その他（　　）

」を

「

看護師　・　准看護師　・　保育士　・　介護福祉士 作業療法士　・　その他（　　）

」に、「毎月 10 日まで

に「高等職業訓練促進給付金等に係る状況報告書」（様式第６号）及び「高等職業訓練促進給付金等請求書」（様式第 11 号）を提出すること。」を「四半期ごとに在籍証明書（１か月以内に発行されたもの）又は出席状況の確認ができる書類を提出すること。（提出月　７月・10 月・１月・４月）」に改める。

様式第６号を次のように改める。

【様式第６号】

様式第 11 号及び様式第 12 号を削る。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行し、改正後の伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。

伊賀市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

公益社団法人伊賀市シルバー人材センター

伊賀市西明寺2782番地の92

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）第６条に規定する市営白鳳門駐車場、市営上野公園駐車場、市営だんじり会館駐車場及び市営伊賀上野駅駐車場の駐車料金

芭蕉翁記念館条例（平成29年伊賀市条例第30号）第４条に規定する入館料及び芭蕉翁記念館に係る物品等受払代金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年２月26日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年２月26日

伊賀市告示第157号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の施設を確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　確認の年月日

令和８年４月１日

２　確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
田上　由布子	どんぐり子育てサポート	伊賀市新堂568番地7 フォルシュドライシュ ハユ106	認可外保育施設

伊賀市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

佐那具駅構内営業運営委員会

伊賀市外山281番地

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）第６条に規定する市営佐那具駅駐車場の駐車料金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月16日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

ＪＲ島ヶ原駅を守る会

伊賀市島ヶ原5771番地の２

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）第６条に規定する市営島ヶ原駐車場の駐車料金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月５日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

医療法人グリーンスウォード

三重県名張市希央台４番町２番地

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市病児保育事業実施要綱（令和２年伊賀市告示第273号）第11条第１項に規定する病児保育利用料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月31日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社ＷＯＬＶＥ　ＨＡＮＤ	大阪府大阪市西区南堀江３丁目７－22
廣岡動物病院	伊賀市緑ケ丘本町1672番地の２
上野犬猫病院	伊賀市四十九町2125番地の３
中島獣医科病院有限会社	三重県名張市桔梗が丘６番町１街区８番地
つつじが丘動物病院	三重県名張市つつじが丘南８番町113番地
鴻之台動物病院	三重県名張市鴻之台２番町101番地
だいこくペットクリニック	三重県名張市東田原1135番地の143
森浜獣医科	伊賀市阿保1322番地
鹿深獣医科病院	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場936番地
さくらペットクリニック	伊賀市平野東町14番地の１
勝田動物診療所	伊賀市波敷野117番地
百合が丘動物病院	三重県名張市百合が丘西１番町61

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）第２条及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第４条第２項に規定する犬の登録手数料並びに伊賀市手数料条例第２条及び狂犬病予防法第５条第２項に規定する狂犬病予防注射済票の交付手数料

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年４月１日

伊賀市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

⑴　株式会社百五カード

三重県津市栄町三丁目123番地の１

⑵　楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番１号

⑶　株式会社中部しんきんカード

愛知県名古屋市中区錦一丁目４番６号

⑷　株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南３－５－７　デジタルゲートビル

⑸　株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号　関電不動産渋谷ビル８階

⑹　株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目２番１号　京橋エドグラン

⑺　PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町１番３号

⑻　株式会社JR東日本ネットステーション

東京都渋谷区千駄ヶ谷５－33－８　SOUTH GATE新宿９階

⑼　株式会社DMC aizu

福島県猪苗代町字葉山7105番地

⑽　株式会社ユニメディア

東京都千代田区丸の内１－８－３　丸の内トラストタワー本館20Ｆ

⑾　株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目１番１号

⑿　GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂１－２－３　渋谷フクラス

⒀　アマゾンジャパン合同会社

東京都目黒区下目黒１丁目８－１　アルコタワー

２　指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類

伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

３　指定納付受託者の指定をした日

令和８年４月１日

伊賀市告示第205号

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する告示

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和４年伊賀市告示第213号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第206号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成18年伊賀市告示第177号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「理事」を「健康福祉部こども政策担当理事」に改める。

別表中「住民自治推進課長」を「地域政策課長」に、「住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

伊賀市告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目１番１号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市立図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）第２条第１項に規定する伊賀市中央図書館における次に掲げる費用及び弁償

⑴　伊賀市立図書館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第27号。以下「規則」という。）第５条第２項に規定する損害の弁償

⑵　規則第10条第２項に規定する伊賀市図書利用カードの再交付に要する費用

⑶　規則第15条第１項に規定する督促に要した費用の弁償

⑷　規則第15条第２項に規定する相互貸借に要した費用

⑸　規則第19条に規定する複写に要する費用

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年１月20日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日（委託が成立した日）

令和８年４月１日

伊賀市告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

ＤＭＧ森精機株式会社

東京都江東区潮見２丁目３－23

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市立図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）第２条第２項に規定する伊賀市北部図書館における次に掲げる費用及び弁償

⑴　伊賀市立図書館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第27号。以下「規則」という。）第５条第２項に規定する損害の弁償

⑵　規則第10条第２項に規定する伊賀市図書利用カードの再交付に要する費用

⑶　規則第15条第１項に規定する督促に要した費用の弁償

⑷　規則第15条第２項に規定する相互貸借に要した費用

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月10日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年３月12日

伊賀市告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目１番１号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市立図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）第２条第１項に規定する伊賀市中央図書館が実施する移動図書サービス及び同条第２項に規定する伊賀市南部図書館における次に掲げる費用及び弁償

⑴　伊賀市立図書館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第27号。以下「規則」という。）第５条第２項に規定する損害の弁償

⑵　規則第10条第２項に規定する伊賀市図書利用カードの再交付に要する費用

⑶　規則第15条第１項に規定する督促に要した費用の弁償

⑷　規則第15条第２項に規定する相互貸借に要した費用

⑸　規則第19条に規定する複写に要する費用

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年１月20日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年２月18日

伊賀市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により令和４年伊賀市告示第４号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月17日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

鈴鹿区

代表者の氏名　　矢澤　重満

代表者の住所　　伊賀市玉瀧8095番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　矢澤　重満

新代表者の氏名　　川上　善幸

旧代表者の住所　　伊賀市玉瀧8095番地

新代表者の住所　　伊賀市玉瀧7466番地の16

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月20日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

近鉄ファシリティーズ株式会社三重支店

三重県津市大門７番15号

２　指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成23年伊賀市条例第23号）第10条第２項に規定する駐車場の使用料及び同条例第11条第１項に規定する前売駐車券の販売収入金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年３月２日

４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和８年３月４日

伊賀市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成28年伊賀市告示第128号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月22日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

岡田区

代表者の氏名　　森岡　茂樹

代表者の住所　　伊賀市岡田182番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　稲田　和久

新代表者の氏名　　森岡　茂樹

旧代表者の住所　　伊賀市岡田197番地

新代表者の住所　　伊賀市岡田182番地

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成23年伊賀市告示第128号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年 ４月22日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

腰山区

代表者の氏名　　中森　正文

代表者の住所　　伊賀市腰山854番地１

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　森田　幸憲

新代表者の氏名　　中森　正文

旧代表者の住所　　伊賀市腰山524番地

新代表者の住所　　伊賀市腰山854番地１

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第139号

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和８年４月22日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第121号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和８年４月22日から施行する。

伊賀市告示第140号

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月22日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第３条中「伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第121号）第１条に規定する簡易人間ドック又は」を削る。

附　則

この告示は、令和８年４月22日から施行する。

伊賀市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成16年青山町告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

下川原区

代表者の氏名　　西山　嘉一

代表者の住所　　伊賀市下川原473番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　西山　正彦

新代表者の氏名　　西山　嘉一

旧代表者の住所　　伊賀市下川原521番地

新代表者の住所　　伊賀市下川原473番地

３　変更の年月日

令和８年４月５日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成25年伊賀市告示第 29 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

東条区

代表者の氏名　　中森　敏彦

代表者の住所　　伊賀市東条95番地の１

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　藤森　佳治

新代表者の氏名　　中森　敏彦

旧代表者の住所　　伊賀市東条142番地の５

新代表者の住所　　伊賀市東条95番地の１

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成６年上野市告示第54号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

古郡区

代表者の氏名　　藤森　吉昭

代表者の住所　　伊賀市古郡702番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　東瀬　正範

新代表者の氏名　　藤森　吉昭

旧代表者の住所　　伊賀市古郡428番地

新代表者の住所　　伊賀市古郡702番地

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成12年上野市告示第 87 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

大谷区自治会

代表者の氏名　　中森　哲治

代表者の住所　　伊賀市大谷848番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　杉森　与平

新代表者の氏名　　中森　哲治

旧代表者の住所　　伊賀市大谷764番地

新代表者の住所　　伊賀市大谷848番地

３　変更の年月日

令和８年４月１日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により平成23年伊賀市告示第７号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　届出者

桂区

代表者の氏名　　藤永　昌人

代表者の住所　　伊賀市桂43番地

２　変更事項

代表者

旧代表者の氏名　　藤永　正義

新代表者の氏名　　藤永　昌人

旧代表者の住所　　伊賀市桂48番地

新代表者の住所　　伊賀市桂43番地

３　変更の年月日

令和８年３月29日

４　変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第146号

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱を次のように定める。

令和８年４月27日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊賀市の市長部局における不適切な事務処理等（指定管理業務及び委託(委任)業務における場合を含む。）について、公表を原則とすることにより、行政の透明性を確保し市民との信頼関係を築くとともに、再発防止を図り、より一層の情報開示を進めるために必要な事務処理の手順等について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　不適切な事務処理等　不適切な事務処理、個人情報の漏洩及び職務上の法令違反をいう。

⑵　不適切な事務処理　次に掲げる要件を全て満たす事象をいう。

ア　事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生起させた事象

イ　手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象

ウ　市民の権利、利益又は生活に具体的な影響を与え、又は与えるおそれのある事象

⑶　個人情報の漏洩　事務の過程又は結果において、個人情報の漏洩が生じた事象

⑷　所属長　不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等の長をいう。

⑸　所管部局長　不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等を所管する部局の長をいう。

⑹　判明日　不適切な事務処理等の事実が確定した日をいう。

（公表の対象）

第３条　不適切な事務処理等の公表は、別表第１に定める公表区分に応じて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　公表することが市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるとき。

⑵　公表することが捜査、裁判等に支障を来すおそれがあるとき。

⑶　当該不適切な事務処理等の原因が、当市以外の者に起因するとき。

⑷　伊賀市職員の懲戒処分等の公表基準（平成19年伊賀市訓令第44号）の対象となるとき。

（公表の決定）

第４条　所属長は、所属内における不適切な事務処理等が判明したときは、直ちに市長・副市長報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により、市長、副市長その他別表第２に掲げる職にある者への報告を行わなければならない。

２　所管部局長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該不適切な事務処理等について、第３条に規定する公表区分を決定しなければならない。

３　所属長は、公表に当たって必要があるときは、関係する団体及び個人に事前の了承を得るものとする。

（個別公表）

第５条　不適切な事務処理等のうち前条第２項の規定により個別公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

⑴　公表は、報道関係者への資料提供及び市ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載により行う。

⑵　所属長は、当該不適切な事務処理等の内容に応じて、判明日から10開庁日以内の適切な時機に公表を行う。

⑶　所属長は、公表の日の前日（不適切な事務処理等の内容により至急に公表する必要がある場合は、公表の日）までに報告書及び公表に用いる資料を作成し、総務課長に提出する。

⑷　報道関係者への資料提供は、所属長が行う。

⑸　ホームページへの掲載は、総務課長が行う。

⑹　公表に関する問合せの対応は、所属長が行う。

（一括公表）

第６条　不適切な事務処理等のうち第４条第２項の規定により一括公表と決定したものの

公表は、次の各号に定めるところによる。

⑴　公表は、ホームページへの掲載により行う。

⑵　所属長は、判明日から 10 開庁日以内に報告書を作成し、総務課長に提出する。

⑶　総務課長は、前号の規定により提出された報告書を種類ごとに区分し、原則として毎月 15 日に、判明日が前月であるものをホームページに掲載する。

⑷　公表に関する問合せの対応は、原則として所属長が行う。

（再発防止策の対応等）

第７条　所属長は、内部リスクを整理し必要な再発防止策を講じるとともに、内部統制基本方針に基づき適切に処理するものとする。

２　総務課長は、第５条及び前条の規定により公表した不適切な事務処理等に係る報告書の写しを、公表後速やかに行政改革課長に提出するものとする。

（文書の保存年限）

第８条　別記様式の保存年限は、１年とする。ただし、別に定めた場合は、この限りでない。

附　則

この告示は、令和８年５月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

公表区分	要件
個別公表	⑴　100 人を超える個人情報の漏洩があったもの ⑵　特に秘匿性の高い個人情報の漏洩があったもの ⑶　今後、被害拡大又は二次被害のおそれがあるもの ⑷　市民等の生命、身体又は財産に深刻な影響を与えたもの ⑸　市民又は社会に原状回復しがたい影響を与えたもの ⑹　関係者への説明が個別に行い難いもののうち、市民等への速やかな注意喚起が必要なもの ⑺　故意又は重大な過失による誤った事務処理があったもの ⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと判断するもの
一括公表	個別公表の要件に該当しないもの

別表第２（第４条関係）

政策調整統括参与　総合危機管理統括参与　所管部局長　未来政策部次長　未来政策部秘書広報課長　総務部長　総務部次長　総務部人事課長（人事案件の場合のみ）